

街路樹愛護会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑のまちづくり条例（平成17年名古屋市条例第39号。以下「条例」という。）及び緑のまちづくり条例施行細則（平成17年名古屋市規則第158号。以下「施行細則」という。）に基づき、条例第33条第1項に規定する街路樹愛護会（以下「愛護会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 施行細則第25条第1項第1号の「街路樹等」とは、中央分離帯を除く街路樹及び街園をいう。
- (2) 施行細則第25条第1項第1号の「周辺の5人以上の住民」とは、街路樹等の位置する学区又はこれに隣接する学区の住民をいう。

(愛護会の名称)

第3条 愛護会の名称は、原則として、路線名又は街園名を用いる。この場合において、同一路線について2以上の愛護会を設立する場合は、設立順に従って、番号を付すものとする。

2 愛護会の構成団体及び構成員は、同一路線で活動する別の愛護会の構成団体又は構成員となることができない。

(法人が設立する愛護会の特例)

第4条 法人が愛護会を設立しようとする場合は、条例の趣旨に鑑み、当該愛護会の役員及び会員の過半数が地域住民でなければならない。

(活動内容)

第5条 施行細則第25条第1項第2号エに掲げる活動とは、次の活動をいう。

- (1) 街路樹等への水やり
 - (2) 街路樹等の保護、育成及び点検
- 2 愛護会が施行細則第25条第1項第2号に定めのない活動を行う場合は、活動対象区間・区域を所管する土木事務所と協議しなければならない。

(申請書の提出)

第6条 施行細則第27条の規定による愛護会認定申請書及び必要書類の提出は、活動対象区間・区域を所管する土木事務所の所長（以下「所管の土木事務所長」という。）を経由して行うものとする。

この場合において、所管の土木事務所長は、愛護会認定申請書及びこの要綱の規定による書類を市長へ送付する際は、街路樹愛護会について（副申）（第1号様式）を添付するものとする。

- 2 施行細則第27条第1号に規定する書類は、街路樹愛護会役員名簿（第2号様式）とする。
- 3 施行細則第27条第3号に規定する書類は、街路樹愛護会活動対象区間・区域図（第3号様式）とする。

(特定愛護会の募集)

第7条 施行細則第26条に規定する街路樹特定愛護会（以下「特定愛護会」という。）の募集、特定愛護会に係る認定申請書及び必要書類の提出は、年度ごとに1回行うものとし、募集期間はその都度定める。

(特定愛護会の推薦)

第8条 特定愛護会に係る認定申請書を受理した所管の土木事務所長は、施行細則第26条第1項に規定する要件に該当すると認めるときは、街路樹特定愛護会推薦書（第4号様式）により市長に推薦するものとする。

(特定愛護会の認定期間)

第9条 特定愛護会の認定の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(愛護会の設立時期)

第10条 愛護会の設立時期は、施行細則第28条の規定による愛護会認定通知書の交付の日とする。

(愛護会を認定しない場合)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、所管の土木事務所長の意見を聞いて、愛護会の認定をしないことができる。

- (1) 同一の活動対象区間・区域について、2以上の団体から愛護会認定申請書が同時に提出された場合で、申請者相互の話し合いによる解決がなされない場合
- (2) 団体の内部事情により、愛護会の活動に支障があると認められる場合
- (3) 団体と活動対象区間・区域の周辺住民との関係が円満でなく、愛護会の活動に支障をきたすおそれがあると認められる場合

2 市長は、前項の規定により愛護会の認定をしない場合は、申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(愛護会の役員)

第12条 愛護会には、会長、副会長及び3人以上の委員を置くものとする。

- 2 会長は、愛護会を代表し統括する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(役員制限)

第13条 前条第1項に規定する愛護会の役員は、地域コミュニティの形成に資するため、次の者になることができない。

- (1) 同一の住所を有する者が役員である者
 - (2) 二親等以内の者が役員である者
- 2 未成年の者は、役員になることができない。ただし、成年の役員が5人以上いるときは、この限りでない。
- 3 愛護会の役員は、他の愛護会及び条例33条に規定する公園愛護会のいずれの役員も兼ねることができない。

(連絡及び指導)

第14条 愛護会の活動により市長に連絡する必要がある場合は、所管の土木事務所長を経由して行うものとする。

- 2 愛護会の活動に伴う連絡調整及び指導は、所管の土木事務所長が行うものとする。
- 3 所管の土木事務所長は、次の各号の方法により愛護会の活動状況を適切に把握するものとする。
 - (1) 土木事務所の職員（公園巡視員を含む。）による活動対象区間・区域の巡回
 - (2) 活動対象区間・区域の周辺住民や通行人からの情報の提供
 - (3) その他土木事務所長が適当と認める方法

(活動内容の報告)

- 第15条 会長は、毎年度の活動内容について、毎年度の活動の終了後、街路樹愛護会活動内容報告書（第5号様式。以下「報告書」という。）を所管の土木事務所長に提出するものとする。
- 2 会長は、報告書を作成するときは、活動内容等を適切に記載しなければならない。
 - 3 報告書の提出を受けた所管の土木事務所長は、報告内容を確認し、街路樹愛護会活動報告確認書（第6号様式）及び街路樹特定愛護会活動報告確認書（第7号様式）（以下「確認書」という。）により、速やかに市長に報告するものとする。
 - 4 特定愛護会の会長は、4月1日から翌年の3月31日までの活動予定について市長の指定する期日までに、街路樹特定愛護会活動予定書（第8号様式）により、所管の土木事務所長を経由して市長に報告するものとする。なお、活動予定を変更するときは、速やかに所管の土木事務所長に報告するものとする。

(報償金の交付)

- 第16条 施行細則第35条第2項の規定による報償金の交付は、毎年度終了後、報告書及び確認書に基づき活動内容を審査したうえで行うものとし、交付する額は、別に定める愛護会報償金の交付基準によるものとする。

(報償金の交付制限等)

- 第17条 市長は、愛護会が役員全員の賛同を得て、報償金を不要とする意思を表示した場合は、報償金の支払いをしないものとする。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、所管の土木事務所長の意見を聞いて、報償金の全部又は一部を交付しないことができる。
 - (1) 報告書にその月の活動内容の記載がない場合
 - (2) 報告書の記載に虚偽があると認められた場合
 - (3) 活動内容が愛護会の活動趣旨に反すると認められる場合
 - 3 市長は、前項第2号又は第3号の規定により報償金の全部又は一部を交付しない場合は、会長に対し理由を付してその旨を通知するものとする。

(解散した愛護会への報償金の交付)

- 第18条 市長は、愛護会が年度の途中で解散した場合は、第16条の規定にかかわらず、年度の途中において愛護会の活動が確認された月までの報償金を支払うことができる。
- 2 会長は、前項の報償金の交付を受けようとするときは、活動した月までの報告書を所管の土木事務所長に提出するものとする。

(報償金の支払い方法)

- 第19条 報償金は、原則として、会長名義の預金口座に振り込むものとする。
- 2 前項の口座の名称には、原則として、愛護会の名称、会長の文字及び会長の氏名を用いるものとする。

(口座の登録)

- 第20条 前条の口座は、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）第111条に規定する金融機関の預金口座とし、同規則第112条第1項の規定によりあらかじめ口座振替申込書（第75号様式）を提出し、口座振替の登録を受けなければならない。
- 2 次条第1号の場合は、同条の規定に基づく手続きに併せて、変更後の会長について、前項の規定による手続を行うものとする。

(会長の変更等)

第21条 会長は、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 会長を変更する場合 街路樹愛護会会長変更届(第9号様式)及び変更後の街路樹愛護会役員名簿(第2号様式)
 - (2) 愛護会の活動対象区間・区域を変更する場合 街路樹愛護会活動対象変更届(第10号様式)及び変更後の街路樹愛護会活動対象区間・区域(第3号様式)
 - (3) 愛護会の規約を変更する場合 変更後の規約
 - (4) 愛護会を解散する場合 街路樹愛護会解散届(第11号様式)
 - (5) 特定愛護会の活動を中止する場合 街路樹特定愛護会活動中止届(第12号様式)
- 2 前項の規定による書類を提出する場合、第1号については変更後2週間以内に行うものとし、第2号から第5号については変更しようとする日の2週間前までに行うものとする。

(愛護会の認定の取消)

第22条 条例第36条第3号に規定する市長が取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 愛護会の内部事情により、愛護会の活動に支障をきたす恐れがあると認められる場合
 - (2) 愛護会と活動対象区間・区域の周辺住民との関係が円満でなく、愛護会の活動に支障があると認められる場合
 - (3) その他愛護会として適当でないと認められる場合
- 2 条例第36条の規定による愛護会の認定の取消は、会長に対し理由を付してその旨を通知することによって行うものとする。

(活動の停止)

第23条 市長は、愛護会の活動区域内で本市が工事等を行う場合、その他活動の安全確保のために必要があると認める時は、必要に応じて、愛護会の活動を停止させるものとする。

- 2 前項の場合において、活動停止期間中の報償金については交付しない。

(事務の所管)

第24条 愛護会に関する事務については、緑政土木局緑地部緑地利活用課が所管する。

(その他)

第25条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 街路樹愛護会事務取り扱い要領(平成14年4月1日施行。以下「旧要領」という。)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の街路樹愛護会要綱又は旧要領の規定に基づいて提出されている報告書、届等は、この要綱による改正後の街路樹愛護会要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この要綱による改正後の第10条の規定は、施行日以降に認定を受ける愛護会に適用する。ただし、この要綱の施行の際現に条例第33条第1項の規定による認定を受けている愛護会が、施行日以降に役員を変更しようとする場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。
- 2 街路樹特定愛護会要綱（平成19年4月1日施行。以下「特定会要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の街路樹愛護会要綱又は特定会要綱の規定に基づいて提出されている報告書、届出等は、この要綱による改正後の街路樹愛護会要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。